

広島県公安委員会告示第 35 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 5 月 10 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
8P0072	平成 30 年 4 月 5 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR うしおととら AC	株式会社ディ・ライト 代表取締役 安藤 昇 (東京都中央区銀座三丁目 10 番 1 号)	左同
8P0150	平成 30 年 4 月 4 日から 3 年間	同上	CR 麻王 DX ふらち な GLA	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目 201 番地)	左同
8P0078	平成 30 年 4 月 3 日から 3 年間	同上	CR ケロロ軍曹 ふ らちな GL	同上	左同
8P0108	平成 30 年 4 月 4 日から 3 年間	同上	CR ケロロ軍曹 ZA	同上	左同
7P1927	平成 30 年 3 月 12 日から 3 年間	同上	CR 織田信奈の野望 巻ノ二 ふらち な GL	同上	左同
7P1777	平成 30 年 2 月 19 日から 3 年間	同上	CR フィーバーバイ オハザード sG	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
7P1928	平成 30 年 3 月 14 日から 3 年間	同上	CR フィーバーゴル ゴ 13sR	同上	左同
8P0128	平成 30 年 4 月 13 日から 3 年間	同上	CR ドラムゴルゴ 13s	同上	左同
7S1491	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	回胴式遊 技機	パチスロ フィー バークイーン IIb	株式会社ビスティ 代表取締役 大塚 敏光 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 10 号)	左同

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
7P1859	平成 30 年 3 月 1 日 から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CRJ-RUSH4 RSJ	株式会社ジェイビー 代表取締役 小田部 利得 (東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号)	左同
7P1761	平成 30 年 2 月 1 日 から 3 年間	同上	CRJ-RUSH4 HSJ	同上	左同